

神奈川県立高等学校PTA連合会賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、神奈川県立高等学校PTA連合会（以下、「本会」という。）規約第3条第2項及び第3項の規定により設置する賛助会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(種 別)

第2条 賛助会員の種別は、個人会員及び法人（団体）会員とする。

(資 格)

第3条 本会の目的に賛同し、事業活動の推進に資することができる個人、法人又は団体を賛助会員とする。

- 2 賛助会員となっても、本会の総会等における議決権は有しない。
- 3 賛助会員資格の有効期限は、当該年度末までとする。
- 4 賛助会員資格は、第三者に譲渡したり、使用させたりすることはできない。

(賛助会員に対する事業)

第4条 本会は、賛助会員に対し次の事業を行う。

- (1) 賛助会員証の交付
- (2) 会報紙等の送付
- (3) 会報紙等への賛助会員名称の掲載
- (4) その他必要と認められる事業

(加 入)

第5条 賛助会員として加入を希望する者は、加入申込書を提出し、理事会の承認を得て加入することができる。

- 2 本会は、加入を承認した場合には、加入申込者に通知する。
- 3 賛助会員は、別に定めるところにより会費を納入しなければならない。
- 4 翌年度も加入を継続しようとする賛助会員は、改めて加入申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。ただし、個人会員は自動更新とする。

(会 費)

第6条 賛助会員は、種別ごとの年会費を納入するものとする。

- (1) 個人会員 1,000円以上
 - (2) 法人（団体）会員 30,000円以上
- 2 会費は、加入承認時から1か月以内に納入するものとする。
 - 3 年度途中の入会についても、年会費は月割りとせず、同額とする。

(退 会)

第7条 賛助会員が退会しようとするときは、予め本会に書面で届け出なければならない。

2 年度途中で退会しても、納入された年会費は返還しない。

3 個人会員においては、自動更新となるため会費を納入しなかった場合に退会とみなす。

(賛助会員の遵守義務)

第8条 賛助会員は、本規程に定める事項を誠実に遵守しなければならない。

2 賛助会員は、提供された情報等を本会の事業活動の推進に資する目的の範囲内で、適切に利用しなければならない。

(除 名)

第9条 本会は、賛助会員が次の各号の一に該当する場合は、理事会の承認を得て除名することができる。

(1) 本規程の条項に違反した場合

(2) 本会の事業を妨げ又は妨げようとした場合

(3) 本会の中立性が損なわれる行為があった場合

(4) 会費の納入を怠った場合

(5) 法令若しくは公序良俗に反するなど、本会の信用を損なう行為をした場合

(6) 犯罪その他の信用失墜行為をした場合

2 除名した賛助会員の年会費は、返還しない。

(賛助会員情報の保護)

第10条 本会は、賛助会員に関する情報を適正に管理し、その保護のために必要な措置を講ずる。

2 賛助会員情報を本人、法人又は団体の同意を得ずに、本会の活動以外の目的に利用しない。

(その他)

第11条 賛助会員について、本規程に定めのない場合は、理事会で決定する。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会において行う。

附則 この規程は、令和元年12月7日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月6日から施行する。